

## 医師資格要件廃止による医師確保への影響について

### 1. 検討会委員等の発言

#### 第6回検討会・多田羅委員

- 現実論に立てば、地方分権改革推進会議も医師が必要であることは認めているので、医師がどうしたって要るとすれば、保健所長さんを医師にしなくなったら、その人の下にくる医師を雇えるんですか。そんなことできっこないです。保健所長でさえ来ないと言ったほうがいいくらいですから。東京の場合は1つの保健所に医師が2人とか3人いますからなんとかやっていけます。保健所長でさえ来ないとこに医師は必要だけど、保健所長は医者じゃなくていいという話は非現実論なんですね。

#### 第7回検討会・多田羅委員

- (所長が医師でなくなると確保が困難になる理由としては) やはり危機管理もするという責任感と、やはり医師の任務を担う組織として保健所というのは位置づけられていると、一般の医師は思うわけですから。それでも今、確保が難しいのですね。だから、こういう問題になっているわけです。それを所長も医者でないということになるとどうなるか。韓国は半分ですよね。これぐらいになると思います、日本も。

#### 第7回検討会・吉村委員

- 韓国は、朝鮮戦争のあと、かなり医師の流出が起こっているはずですね。そういう中で非常に医師不足の問題は、かなり出てきていると思います。そういう事情が、こういうふうな保健職への例外措置というものができた背景にあるのではないかと推察いたします

#### 第9回検討会・中川委員

- 所長が医師でなくなったら、保健所で勤めたいというような医師はなくなるのではないかという見方もあることは事実だと思います。ただ、これから話としましては、そういう点に関して、公衆衛生の部門における重要性、あるいは保健、予防といった面での重要性を十分認識していただくような医師の養成というものをこれから進めることによって、なんとかそれをクリアしていくべきだと思っております。

#### ヒアリング・青山教授

- 医師不足を理由に医師であることの規制を外せば、さらに医師不足をもたらすという指摘であり、公衆衛生に進む医者がいなくなってくる実態を韓国の実態として明らかにしてもらっています。
- (韓国では保健所長の医師資格要件の例外規定を設けたことにより、若い年代でも) 公衆衛生

に進む医師がおらなくなつたと、少なくなつたということは現実のようです。だから我々としては、何とか公衆衛生の医者をふやそうと、特に若い人に行ってもらおうという形で、今、努力はしている最中だということだけは、これはもう明確なことで。

- ・ 韓国の場合でも、(中略) 医師を採用するのに困って規制を外して、ますます医師が来なくなっているというのを、韓国の実態として私は紹介させてもらったわけで、(中略) 規制を外したら複数(配置)になっていくという、それこそ保証はますますなくなっていくのではないかと思います。

## 2. アンケート調査

### (1) 保健所長の医師資格要件に関するアンケート調査（都道府県対象）

(平成15年7月・全国知事会実施)

#### 5 資格要件廃止の必要性について

保健所長について、医師資格要件が規定されていることにより、どのような支障や問題点がありますか。(できるだけ具体的にお書きください。)

- ・ 医師が保健所長になれる可能性の低下を招き、地域保健に携わる医師の意欲が低下し、人材確保が困難になる。
- ・ 保健所長の医師資格要件がなくなった場合は、保健所における医師の位置付けが不明確になって、優秀な公衆衛生医師の確保がさらに困難になることは懸念される。

### (2) 保健所長の医師資格要件に関するアンケート調査（中核市対象）

(平成15年8月・宇都宮市実施)

#### 8 その他、保健所長の資格要件の見直しについてのご意見をお書きください。

- ・ 行政にくる医師が少なくなる。

### (3) 地方公共団体に対するアンケート調査

問16 医師以外の者が保健所長となった場合、どのような影響が生じるとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。

- ・ 公衆衛生を志向する医師の士気低下にもつながり、行政医師の確保の面で懸念もある。
- ・ 保健所長への任用が保証されなくなるため、これまで以上に医師の確保が困難となる。 [対応策] 医師の処遇について検討する。  
[対応策が機能するか否か] 処遇面でカバーされても、保健所長という肩書きがつかめないため、難しい。
- ・ 当面は、明らかな影響は見えないかも知れないが、長い目で見ると、若い医師が、所長を目指した努力をしなくなったり、周囲も所長に育てるという意識がなくなったりで、保健所医師の

存在価値も薄くなってしまうのではないか。

- ・ 医療関係者や保健衛生関係者との協力や、連携が円滑にいかなくなる。保健所内でも専門職の間でも、モラルの低下が生じる可能性あり。これから時代を担う若年の係長とは、課長級の公衆衛生医師にとって、目標がなくなる。ひいては公衆衛生を目指す医師がいなくなる、又確保が困難になる。
- ・ 医学知識を必要とする業務に支障をきたすことになるが、医師スタッフを配置することにより、この問題はある程度解消されると考えられる。しかし、医師スタッフ確保については、より困難になると考えられる。
- ・ 医師の確保が現在以上に困難となるのはまず間違いないと考える。
- ・ 公衆衛生医の確保・育成がより困難になる。それらに充分機能する対応策は見当たらない。
- ・ 無条件に医師資格要件を廃止した場合には、医師の供給不足や事務系管理職のポスト不足も影響して、ほとんどの保健所で瞬く間に所長ポストが医師以外の職種で置き換わり、二度と医師の所長が復活されない恐れがある。その場合、保健所勤務を希望する医師の数はますます減少し、その結果、保健所における健康危機管理能力が著しく低下することが懸念される。
- ・ 感染症対策等実践を担っている課長級、主査級の医師の育成が出来ない。又医師の将来を考えると公衆衛生をめざす医師はいなくなる。

#### 問18 その他、保健所長の職務の在り方に関する検討会についてのご意見をお書き下さい。

- ・ 保健所長というポストについては、地域における保健医療行政の責任者という観点から、現在のところは医師という職種の役割であると社会的にも認識されているものと考える。医師資格要件が廃止されれば、医師という職能の果たすひとつの分野であるという認識が無くなり、検討会の意見にもあったようにこの仕事を選択する医師は激減するものと思われる。
- ・ 有能な保健所医師を確保していくためには、責任あるポストや職務を明確にしておくこと、行政マンとして伸びていくための待遇、要請方針が制度的に確立していることが望まれる。そうでなければ現実の問題として医師の確保は難しいと考える。

### 3. 国民からの意見の募集

#### 問5. 保健所医師確保に関する現行制度の問題点は何でしょうか。

- ・ 都市部においては、医師は充足されつつある。現行の医師資格要件を廃止することは、むしろ医師確保を困難にすると思われる。(40歳代・医師)

#### 問6. 前問の問題点の解決策としては、まず医師を確保することで努力すべきとしていますが、どう評価されますか。

- ・ そもそも医師確保にそれだけの努力をしてきたかどうか疑わしい。るべき努力をせねばならぬ状況が生まれれば医師確保は促進されよう。所長は医師でなくとも可とすれば、急速に医師の所長は姿を消し、事務職中心の構成へと変貌するだろう。

- ・ 医師を確保することで努力すべきという表現は総論的、あたりまえのことを言っているだけ。医師が保健所に入らない最大の理由は医師が他職種に比し業務遂行上、優位性を十二分に發揮している医療機関など他の職場に比べて、保健所が仕事のやりやすさの点で待遇が悪いと感じることであろう。(保健師が上司であつたら医師はみな皆、辞めてゆくであろう。また、保健医療の常識からみて的外れな事ばかり命令する事務職が上司であつたら、医師はやはり嫌気がさすであろうという意味である。)

**問11 医師以外の者が保健所長となった場合、どのような影響が生じるとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。**

- ・ 保健所に医師が不可欠なことは周知のことである。医師を目指す人達は、人のための役立ち・社会的地位の高さ・経済的安定などから職業を選択している。そのために臨床での医療活動に殆どの者が従事している。その中で非臨床の公衆衛生でしかも行政職を選ぶには、それなりの意識を満たすものでないと、誰も見向きしない。魅力のない保健所には資質の高い医師のみならず、有資格者すら集まらなくなる。保健所から医師がいなくなる事態が考えられる。対応策としては、公衆衛生行政を勤勉に果たすことで、リーダーとして活躍できるインセンティブが必要である。このような仕組みで今までやって来たからこそ、今日の世界に冠たる平均寿命の延長と長寿社会の実現を日本が獲得したのである。(50歳代・公務員)
- ・ 医師が保健師の下であつたら保健所へ就職する医師は誰もいなくなるであろう。(世界各国いたるところ、人間社会は感情にしたがって流れてゆく事は人類の歴史が証明している。) (50歳代・会社員)
- ・ 保健所に勤務する専門職の意見が正しいかどうか、医師以外の人が判断したり理解するのはたいへんではないでしょうか。たとえ、医師が「所長」に説明したとしても、その意見を重視してくれるでしょうか。何か問題があったときに、スタッフの医師が「トカゲの尻尾きり」に使われる、と私の周辺でも言われています。(30歳代・公務員)
- ・ 今でも、公衆衛生を目指す医師は極めて少数と聞いています。現実問題としては、行政医師になろうとするインセンティブが下がると思います。保健所長と同等と言えるようなポストを用意する必要があるのではないかでしょうか。(40歳代・公務員)
- ・ 保健所には所長以外に医師1名がいるが、所長が医師でなくなると、現在でも保健所医師の確保が困難なところに加えて保健所に医師がいなくなる可能性もある。対応策として補佐に医師を加えることしか考えられないが、危機管理時決断が遅くなる。医師会との協調体制もうまくとれない。病院立ち入り検査では所長でない医師では馬鹿にされるかもしれない。以上から対応策は機能しない。「所長は医師であること」の条文をいじらないのが良い。(60歳代・医師)
- ・ 医師が保健所に勤務する魅力が欠ける。つまり、保健行政に関心ある先生方が保健所よりも行政に入ってしまう可能性が大きくなり、優秀な医師の確保が困難になる。(50歳代・医師)
- ・ 医師は6年間の専門教育を受け、また卒業後に種々の経験を積んでいることが多い。「これと同等の者」として1~2年の教育期間を義務付けても、医師に匹敵する能力を身に付けるのは容易ではない。それ以上に問題なのは、将来的には、この条件がなしくずし的に消えていくこ

- とが予想されることである。福祉事務所長の現状と同じこととなるであろう。定年前の事務職の指定席となることが予想される。健康危機管理に際して所長以外の医師が補佐することには限界がある O157 事件の教訓を忘れてはならない。また医師が所長になる機会が減少すれば、補佐する医師に優れた人材を確保することは非常に困難となるであろう。(60 歳代・医師)
- ・ 医師、医療機関への指導力の低下。あるいは我々が保健所に相談しても医学的、公衆衛生学的判断がなされない可能性がある。ますます保健所、行政に医師が行かなくなる。保健所が医療行政で孤立する可能性があるのでは? (50 歳代・医師)
  - ・ 保健所医師の確保がますます困難になる。保健所技術専門職の統率が難しくなる。住民に対しては健康の保持増進、安全確保についてレベルダウンが危惧される。(70 歳代・医師)

**問13. その他、保健所長の職務の在り方に関する検討会についてのご意見をお書き下さい。**

- ・ 医師以外の人が所長を務めることになれば医師の確保はさらに難しくなると考えます。必ずしも自分よりも専門的な知識を有していないかも知れない人に指示を仰がなければならないという逆転現象が生じるからです。(50 歳代・会社役員)
- ・ 医師は少ないため医師資格要件を廃止してしまったら多くの自治体で保健所長は医師でなくなることに気づくべきである。知事会は医師以外の者をすえたいからこそ廃止しろと言っている。人命に関することは地方に任せるべきでなく国家が責任をもって対応すべきである。また保健所長が医師でない保健所に今後入る医師はいなくなるであろう。(会社員)
- ・ 医師資格要件の廃止を支持する人々は保健所業務に対する知識不足と公衆衛生を軽視していると思われる。※所長の医師資格要件がなくなれば今までさえ確保のむつかしい保健所医師の希望者はいなくなる。そうすれば他職種の所長をサポートする医師はいなくなり、医学的判断を必要とする健康危機管理のシステムはうまく稼働しなくなる。地元の医師会に相談をもちかけられても責任問題、コストなどで困難が予想される。(60 歳代・公務員)
- ・ 所長が医師でなくても保健所の業務に支障はないという意見であるが、そのような保健所は優れた医師を確保することが困難となり、保健所の業務に支障をきたすようになるであろう。取り返しのつかない選択をしようとしていることに危機感を抱く。(医師)
- ・ 都市部においては、医師は充足されつつある。現行の医師資格要件を廃止することは、むしろ医師確保を困難にすると思われる。(40 歳代・医師)

**4. 韓国の実態調査の結果**

韓国では 1962 年に保健所法を改正し、医師確保が困難な場合の所長の例外措置を規定した。医師数は医科大学の増加により、現在 33,000 人に増加したが、保健所勤務を希望する医師数は増加せず、現在、保健所長としての医師の確保は約 50% である。1992 年に国が「保健所長は原則として医師であるべき」とする通知を発出しても保健所長への医師の任用に大きな改善はみられなかつた。